

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 健真会。
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他。
- ③  基金制度採用  基金制度不採用。
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市南区青崎二丁目4番20号。
- (3) 設立認可年月日 平成11年 2月17日。
- (4) 設立登記年月日 平成11年 3月23日。
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山本 健之	山本整形外科クリニック、管理者
理 事		
同		
同		
同		山本整形外科病院、管理者
同		
同		
監 事		

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	山本整形外科病院	広島市南区青崎二丁目4番20号	一般病床 36床 [医療保険 36床]
診 療 所	山本整形外科 クリニック	広島市南区青崎二丁目4番20号	一般病床 16床 [医療保険 16床]

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
疾病予防運動施設 サザンブルー向洋	広島市南区青崎二丁目4番20号	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年11月26日 令和2年度 決算の決定  
令和 4年 9月24日 令和3年度 決算見込みの報告  
令和4年度 事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人 健 真 会  
 所在地 広島市南区青崎二丁目4番20号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 4年 9月30日 現在)

1. 資 産 額 1,298,461 千円  
 2. 負 債 額 360,291 千円  
 3. 純 資 産 額 938,170 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	441,593
B 固 定 資 産	856,868
C 資 産 合 計 (A+B)	1,298,461
D 負 債 合 計	360,291
E 純 資 産 (C-D)	938,170

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 健真会  
所在地 広島市南区青崎二丁目4番20号

※医療法人整理番号

貸借対照表  
(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	441,593	I 流動負債	54,398
現金及び預金	219,391	支払手形	0
事業未収金	201,118	買掛金	16,776
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	9,993	未払金	9,971
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	1,157	未払法人税等	11,065
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,195
その他の流動資産	9,934	繰延税金負債	0
II 固定資産	856,868	前受金	0
1 有形固定資産	640,656	預り金	15,391
建物	479,103	前受収益	0
構築物	1,993	引当金	0
医療用器械備品	146,873	その他の流動負債	0
その他の器械備品	8,792	II 固定負債	305,893
車両及び船舶	2,971	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	305,893
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	924	引当金	0
2 無形固定資産	7,978	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	360,291
ソフトウェア	7,960	純資産の部	
その他の無形固定資産	18	科目	金額
3 その他の資産	208,234	I 出資金	35,000
有価証券	0	II 積立金	903,170
長期貸付金	0	積立金	80,000
保有医療機関債	0	繰越利益積立金	823,170
その他長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
役員等長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	1,509	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0	純資産合計	938,170
その他の固定資産	206,725	負債・純資産合計	1,298,461
資産合計	1,298,461		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 健真会  
所在地 広島市南区青崎二丁目4番20号

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益	1,360,201	1,360,201
2 事業費用		
(1)事業費	1,326,644	1,326,644
(2)本部費		
<b>本来業務事業利益</b>		33,557
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		30,000
2 事業費用		28,000
<b>附帯業務事業利益</b>		2,000
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		
2 事業費用		
<b>収益業務事業利益</b>		
<b>事業利益</b>		35,557
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	1,254	
その他の事業外収益	24,491	25,745
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	1,235	
その他の事業外費用	11,334	12,569
<b>経常利益</b>		48,733
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	7,926	
その他の特別利益	0	7,926
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損		
その他の特別損失	3,827	3,827
<b>税引前当期純利益</b>		52,832
法人税・住民税及び事業税	12,224	
法人税等調整額		
<b>当期純利益</b>		40,608

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 健真会  
 所在地 広島市南区青崎二丁目4番20号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員				土地の 賃貸借	30,048	地代家賃	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1. 不動産鑑定士の鑑定評価の結果に基づいて決定している

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 健真会

理事長 山本健之 殿

私は、医療法人健真会の令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年11月20日

医療法人 健真会

監事

